

農林水産・建設委員長報告(概要)

・議案3件を原案可決

【議案第41号】訴えの提起について

【概要】南島原市が市道南島原自転車道線の用地の一部として管理し、占有を続けている土地に關し、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求める訴えを提起するもの。

所在不明となっていることから、今までのやり方では、事業完了までにこの手続が済むのが困難という判断をしている。

【質疑】訴えの提起をすることにより権利者への対応はどうしていくのか。

【答弁】同意を得られていない相続権利者の方々への連絡は厳しいと考えられるが、同意を得られている相続地権者の方々に、今回の訴えの提起について丁寧な説明をいれながら訴状前に通知を行っていく。

【質疑】所有権を移転すべき土地の筆数と今回の訴えの提起に至った経緯は。

【答弁】土地の筆数は31筆で個人名義になっている。その内の15筆については理解が得られていないので、今回、訴えの提起の議案を提出したところ。

また、相続権利者は523名で、その内438名からは、了解を得て登録書類等を頂いているが、残りの85名のうち29名からは任意の協力が得られておらず、その内4名は

【質疑】所有権移転はいつごろ完成するのか。

【答弁】今回の訴えの提起については、顧問弁護士と相談しながら進めており、相続人関係の調査等を含め、1年以内に完了する見込みである。（討論はなく、採決の結果、原案可決）

【議案第42号】市道の路線変更について

【質疑】今回の市道前谷後谷線の路線変更に伴い旧路線の管理はどうなるのか。

【答弁】終点部の変更に伴い残った旧路線については、将来的に市道の支線として管理していく。（討論はなく、採決の結果、原案可決）

【議案第43号】令和6年度南島原市一般会計補正予算(第5号)

〈建設部関係〉

【質疑】公営住宅安全対策事業の財源が一般財源ではなくその他の財源の理由は。

【答弁】長崎県が行う県道広域農道交差点拡幅工事に伴い、本市公営住宅(あぜつ第2団地)の解体除却に要する補償金である

果、原案可決)

ことから、その他の財源とした。

【質疑】土木災害工費の補償金100万円の説明を。

【答弁】市道小利線の災害復旧工事に伴う電柱移転に対する補償金です。（討論はなく、採決の結果、農林水産・建設委員会に分割付託された部分については、原案可決）



10月1日

〈第6回委員会〉

新委員長に隈部和久議員。新副委員長に田中克彦議員。本委員会に地方自治法100条の権限を委任。

〈第7回委員会〉

本会議閉会後、百条委員会となった本特別委員会の今後の取組について協議。

10月11日

〈第8回委員会〉

特別委員会の運営について、助言弁護士を選任について、今後のスケジュールと内容について協議し、証人尋問の選定を行った。

11月1日

〈第9回委員会〉

職員(参考人)からの意見聴取(非公開)と、職員への証人尋問(非公開)、また、市長・副市長への証人尋問(公開)を実施。

株式会社地頭蘭が道の駅での営業開始に至るまでの経緯について証言を求めた。

11月20日

〈第10回委員会〉

職員への証人尋問(非公開)のあと、(株)成和の月原氏、エバークリーン元従業員、エバークリーンの取締役の地頭蘭氏へ証人尋問を実施。また、その後に副市長への証人尋問も実施した。

補助金申請から概算払いに至るまでの経緯について証言を求めた。

11月27日

〈第11回委員会〉

市長への証人尋問と、エバークリーン元従業員の知人(3人)への証人尋問を行った。サテライトオフィス等開設支援事業補助金について証言を求めた。

島原半島南部地域高規格道路建設促進特別委員会活動報告

本特別委員会は、構想路線「島原天草長島連絡道路」(南島原市深江町から口ノ津港間)の早期実現、並びに島原半島西回り道路(雲仙市から南島原市間)の実現に向けて、調査研究を行うことを目的とし、令和5年7月7日に設置しました。

今年度は「島原天草長島連絡道路(南島原市深江町から口ノ津港間)」の早期事業化について、「島原半島西回り道路(雲仙市から南島原市間)」の調査検討について、道路関係予算全体の確保についてを要望項目として、下記のとおり要望活動を行いましたので報告いたします。

STEP 05 令和6年10月22日(火) 参加者11人

長崎県、長崎県議会へ要望書提出。

【長崎県】



【長崎県議会】



STEP 07 令和7年1月18日(土) 参加者9人

令和6年度島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想推進地方大会へ参加(天草市)。

STEP 08 令和7年1月21日(火)・22日(水) 参加者8人

国への要望：国土交通省と財務省、長崎県選出国会議員6名を訪れ、要望書を提出。